

倉吉市上下水道局告示第8号

倉吉市公共下水道条例（昭和53年倉吉市条例第18号）第8条の9の規定による排水設備工事の営業を廃止する旨の届出があったので、倉吉市排水設備指定工事店規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第4号）第9条の規定により告示する。

令和7年9月8日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定を廃止する者

指定番号 倉吉市排水設備指定工事店第34号
所在地 鳥取県倉吉市中江227番地6
名 称 有限会社 新宮設備
代表者 代表取締役 新宮 清隆

2 廃止した日

令和7年8月22日